

個人型確定拠出年金

iDeCo

のご案内

税制優遇を受けながら、老後の資金を準備しませんか？



主婦(夫)も!



公務員も!



自営業者も!



会社員も!

とてもお得で将来のためになるiDeCoを分かりやすくご説明します。

目次

第1章 iDeCo(個人型確定拠出年金)とは

- 1.iDeCoの全体像…………… 3
- 2.iDeCoのメリット…………… 4
- 3.サポート体制…………… 5
- 4.iDeCoの注意点と手数料…………… 6

第2章 iDeCoのお申し込み手続きについて

- 1.お申し込み手続きの流れ…………… 7
- 2.iDeCoの掛金額…………… 8
- 3.手続きが完了したら…………… 9

第3章 積み立てる

- 1.運用商品について…………… 11

第4章 受給(受け取る)

- 1.給付金…………… 12

第5章 インターネット・コールセンターサービス

- 1.インターネット・コールセンターサービス…………… 13

第6章 Q&A

- 1.Q&A…………… 14

第7章 お知らせ

- 1.国民年金基金連合会からのお知らせ…………… 16
- 2.行為準則…………… 18

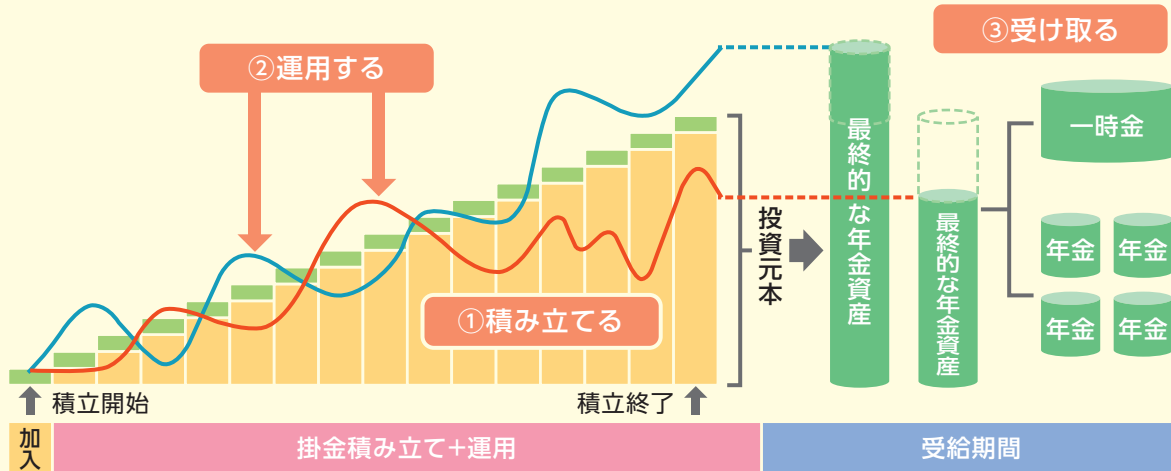
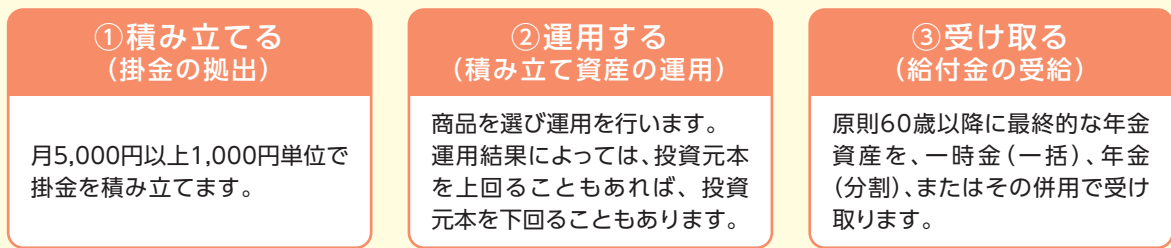
iDeCo (個人型確定拠出年金) とは

1. iDeCoの全体像

iDeCoとは？

iDeCo(個人型確定拠出年金)は、原則20歳以上^(※1) 65歳未満^(※2)の方が加入でき、ゆとりあるセカンドライフへの資金準備として、税制上のメリットを受けながら資産を形成できる制度です。

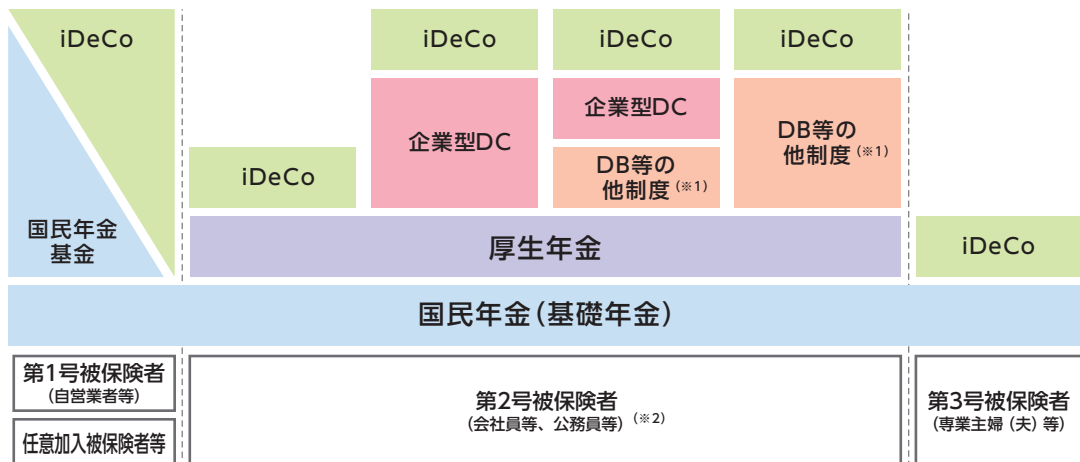
iDeCoを活用するにあたり、ご自身で行っていただくことは、以下の3つです。



(※1) 国民年金の第2号被保険者で、厚生年金の被保険者(会社員・公務員等)であれば、20歳未満でも加入できます。
 (※2) 国民年金の第2号被保険者または任意加入被保険者であれば、65歳未満の方が加入できます。それ以外の場合、60歳未満の方が加入できます。

公的年金とiDeCoの位置付けについて

- 年金制度は3階建てといわれています。1階部分は、誰もが加入する「国民年金」で、2階部分は会社員・公務員等が加入する「厚生年金」です。1階部分と2階部分は、国が運営する公的年金です。
- iDeCoは、3階部分に該当し、企業が用意する年金制度等と同様に、公的年金の上乗せとなる私的年金の1つです。



(※1) DB等の他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金および公務員の退職等年金給付(共済)を指します。
 (※2) 公務員等とは国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入員を指します。
 [注] 確定拠出年金(企業型DC、iDeCo)、DB等の他制度には、制度ごとに加入要件が定められています。

2.iDeCoのメリット

iDeCoのメリット

iDeCoでは、①積立時②運用時③受給時の3つの場面で税制優遇を受けられます。

①(積立時) 毎年の所得税・住民税が安くなります。

年間の掛金全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となるため、未加入時に比べると所得税・住民税が安くなります。

掛金拠出による税額軽減額=年間の掛金×(ご自身の所得税率+住民税率(10%))

■節税額シミュレーション表

おおよその年収 (給与所得の目安)	課税所得金額	税率		最低掛金額	自営業者 任意加入被保険者	会社員 (企業年金なし)	公務員
		所得税率	住民税率	年間掛金 60,000円	年間掛金上限 816,000円	年間掛金上限 276,000円	年間掛金上限 240,000円
~500万円程度	195万円以下	5%	10%	9,000円	122,400円	41,400円	36,000円
500万円~700万円程度	195万円超~330万円以下	10%		12,000円	163,200円	55,200円	48,000円
700万円~1,100万円程度	330万円超~695万円以下	20%		18,000円	244,800円	82,800円	72,000円
1,100万円~1,300万円程度	695万円超~900万円以下	23%		19,800円	269,280円	91,080円	79,200円

※復興特別所得税は考慮していません。※2024年12月現在の税制をもとに算出しており、今後変更となる場合があります。

CASE 1 会社員Aさんの場合

年齢	35歳
年収	600万円
毎月の掛金額	23,000円 (年間276,000円)
年間の節税額	55,200円

65歳まで積み立てた場合、
30年間で1,656,000円の節税

CASE 2 公務員Bさんの場合

年齢	25歳
年収	350万円
毎月の掛金額	20,000円 (年間240,000円)
年間の節税額	36,000円

65歳まで積み立てた場合、
40年間で1,440,000円の節税

CASE 3 自営業Cさんの場合

年齢	40歳
課税所得	800万円
毎月の掛金額	68,000円 (年間816,000円)
年間の節税額	269,280円

60歳まで積み立てた場合、
20年間で5,385,600円の節税

②(運用時) 利子・運用益が非課税になります。

通常、金融商品の利子・運用益には約20%の税金がかかりますが、iDeCoの場合、利子・運用益が非課税です。

【イメージ】 (運用の結果、利子・運用益が発生)



③(受給時) 受取金額に非課税枠(所得控除)を利用できます。

積み立てた年金資産を受け取る時も、一時金(一括)でも年金(分割)でも一定の非課税枠があり、その金額以内であれば税金はかかりません。

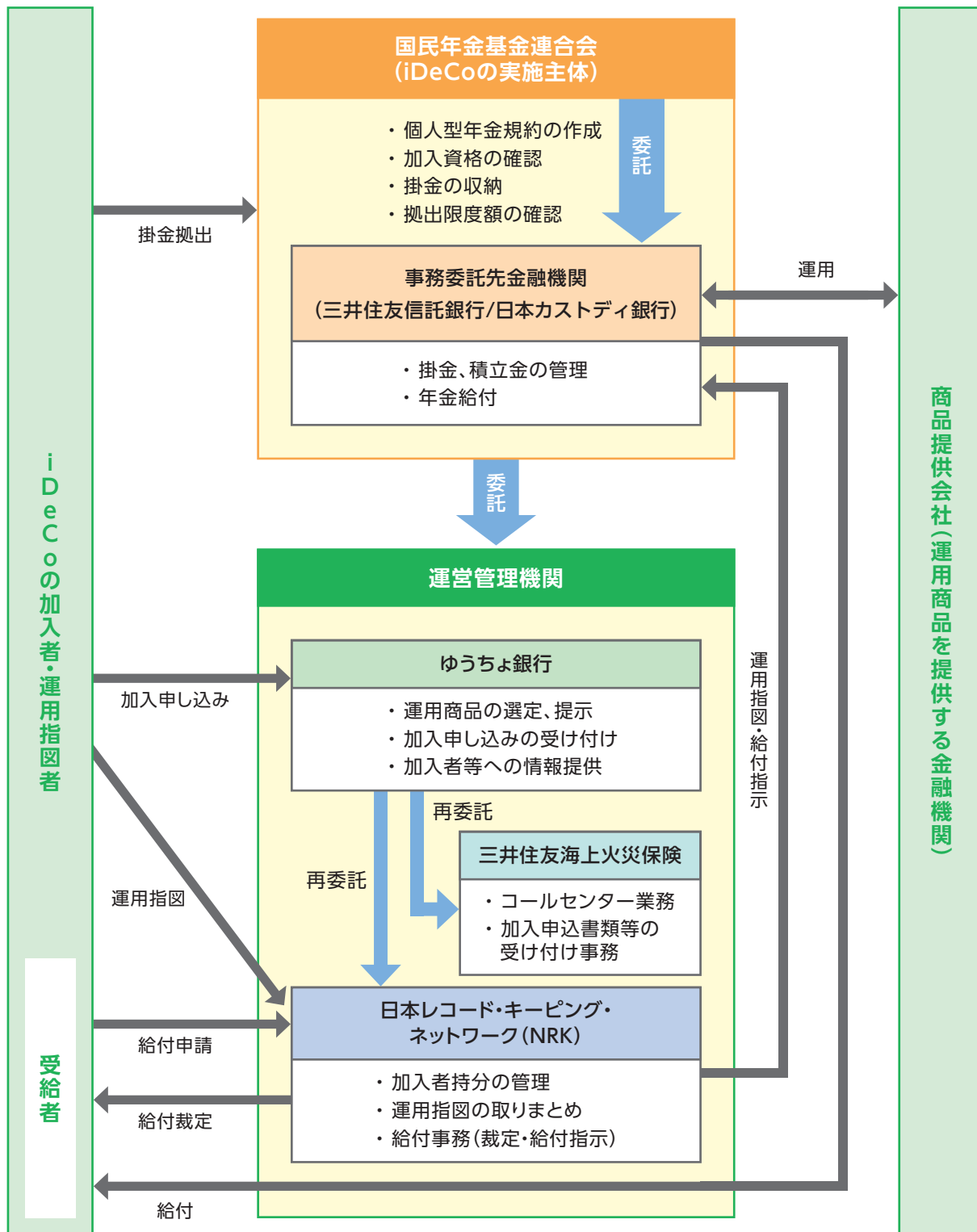
給付金	受け取り方	課税内容
老齢給付金	一時金	退職金と同じ扱いで、退職所得控除の対象です。
	年金	公的年金と同じ扱いで、公的年金等控除の対象です。
障害給付金	一時金	非課税
	年金	
死亡一時金	一時金	所得税、住民税は課税されません。みなし相続財産として相続税の課税対象です。(法定相続人一人あたり500万円まで非課税枠があります)

iDeCo (個人型確定拠出年金) とは

3. サポート体制

iDeCoのサポート体制

- ・ iDeCoは、国民年金基金連合会や運営管理機関等のさまざまな機関で運営されている制度です。
- ・ お客さまの加入時から年金受給時までのサポートは、「運営管理機関」が行います。



4.iDeCoの注意点と手数料

iDeCoの注意点

iDeCoに加入するにあたり、以下の内容を必ずご確認ください。

①原則60歳まで中途換金はできません。

中途引出し(脱退一時金)は、一定の要件を満たす方に限られます。

②最終的な年金資産は運用結果によって異なります(元本を下回る場合があります)。

iDeCoは、お客さまご自身で運用商品を選択し、運用します。運用結果によっては元本割れすることもあります。

③お客さまのご職業等に応じて掛金の上限額が異なります。

最低額が月5,000円(年60,000円)で、1,000円単位で設定ができます。

④各種手数料をご負担いただきます。

加入者^(※1)の手料は掛金から差し引かれ、運用指図者^(※1)は年金資産から差し引かれます。詳しくは、下表をご覧ください。

⑤60歳から老齢給付金の受け取りを開始するには、60歳時点で10年以上iDeCoへ加入等していることが必要です。

iDeCoの加入者期間と運用指図者期間、企業型確定拠出年金(以降「企業型DC」といいます)の加入者期間と運用指図者期間を通算した期間が10年以上必要です。詳しくは、12ページをご覧ください。

⑥iDeCoは、お一人1口座限りです。

iDeCo(スマート積立プラン)の手数料

iDeCo(スマート積立プラン)では、以下のとおり手数料がかかります。

●加入者に関する手数料

種類	支払先	金額(消費税込)	支払方法
加入手数料(初回のみ)	国民年金基金連合会	2,829円	初回掛金から差し引かれます
口座管理手数料	事務手数料	105円 ^(※2)	抛出の都度、 掛金から差し引かれます
	事務委託先手数料	月66円	
	運営管理手数料 ^(※4)	0円	
		<合計> ^(※3) 月171円 (年2,052円)	

●運用指図者に関する手数料

種類	支払先	金額(消費税込)	支払方法
加入手数料(初回のみ)	国民年金基金連合会	2,829円	企業型DCの移換金 ^(※5) から差し引かれます
口座管理手数料	事務手数料	かかりません	毎年1月～12月までの 手数料を翌年3月に まとめて年金資産から 差し引かれます
	事務委託先手数料	月66円	
	運営管理手数料 ^(※4)	0円	
		<合計> ^(※3) 月66円 (年792円)	

●その他手数料

種類	支払先	金額(消費税込)	支払方法
給付	事務委託先金融機関 (三井住友信託銀行/日本カストディ銀行)	440円	給付金から差し引かれます
還付	国民年金基金連合会	1,048円	還付金から差し引かれます
	事務委託先金融機関 (三井住友信託銀行/日本カストディ銀行)	440円	

還付とは… ①国民年金の保険料が抛出されていない月に掛金を積み立てた場合、②加入者の資格がない方が掛金を積み立てた場合、③掛金の上限額を超えて積み立てた場合、に掛金を加入者に返還することをいいます。

(※1)加入者とは、毎月掛金を積み立てる方のこと。運用指図者とは、新たな掛金の積み立てを行わず、これまで積み立てた年金資産で運用のみを行う方のこと。

(※2)掛金支払い1回あたりにかかる金額であり、掛金を支払わない月はかかりません。

(※3)掛金を支払う月の月額、および、掛金を毎月支払う場合の年額を例示しています。

(※4)運営管理手数料には、記録関連運営管理機関の手料を含みます。

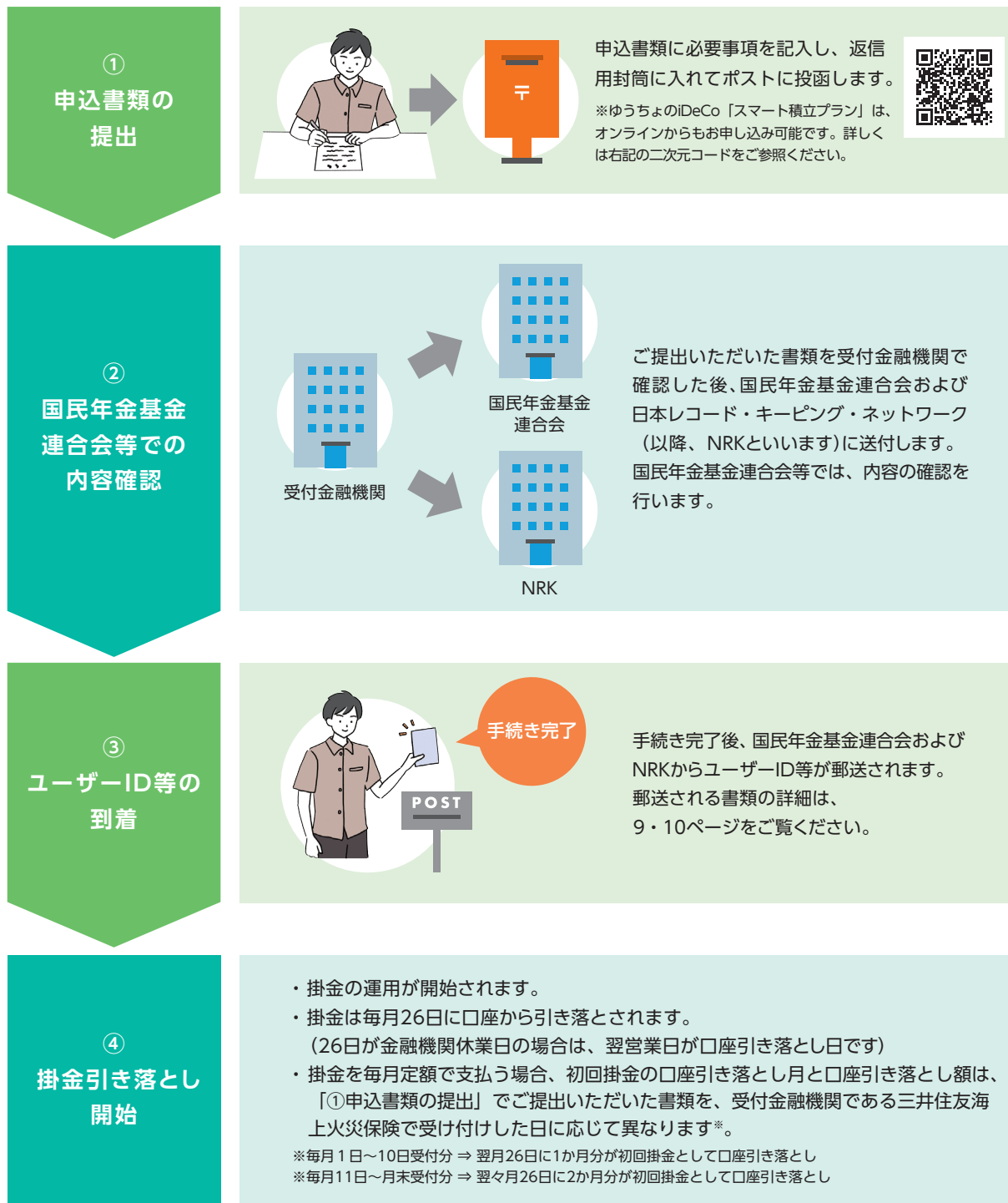
(※5)移換とは、転職等で、企業型DCで積み立てた年金資産をiDeCoに移すことをいいます。

iDeCoのお申し込み手続きについて

1. お申し込み手続きの流れ

スターターキット(紙お申し込み)によるお申し込み手続きの流れ

お申し込み手続きの流れは、以下のとおりです。



〈ご留意事項〉 次のいずれかに該当する方はiDeCoに加入できません。

- 国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(障害基礎年金を受給している方等を除く)
- 農業者年金の被保険者
- iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給しているまたは受給したことがある方
- 老齢基礎年金、老齢厚生年金を繰上げ受給している方
- 企業型DCに加入している方のうち、事業主掛金が年単位拠出となっている、または企業型年金加入者掛金(マッチング拠出)を利用している方

2.iDeCoの掛金額

加入区分と掛金限度額

- 掛金は、最低額が月5,000円(年60,000円)で、お客さまのご職業等に応じて限度額が異なります。下表の加入区分に応じた最低額および限度額の範囲内で、1,000円単位の任意の金額で設定します。
- 掛金は毎月定額支払いが基本ですが、任意の月にまとめて支払うことも可能です。ただし、第2号被保険者のうち、企業年金制度(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金(DB)等)に加入している方および共済組合員(公務員等)の方を除きます^(※1)。
- 掛金の額は年1回変更ができ、掛金支払いの中断・再開も可能です^(※1)。

加入区分	第1号被保険者	任意加入被保険者	第2号被保険者		第3号被保険者
	自営業者等	国民年金 ^(※2) 任意加入している方	会社員等・公務員等 ^(※3)		専業主婦(夫)等
加入可能年齢	20歳～60歳未満	20歳～65歳未満	勤務先の企業年金制度に加入していない(制度がない)	勤務先の企業年金制度に加入している	
掛金限度額	月6.8万円 ^(※5) (年81.6万円)		月2.3万円 (年27.6万円)	月2.0万円 ^(※6) (年24.0万円)	月2.3万円 (年27.6万円)
掛金最低額	月5千円(年6万円)				

(※1) 取り扱いには詳細なルールがあります。詳細については確定拠出年金コールセンターにご確認ください。

(※2) 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方または日本国籍を有し海外に居住する20歳以上65歳未満の方で、老齢基礎年金を満額受給するため等の理由で国民年金に任意加入している方を指します。

(※3) 公務員等とは、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入員を指します。

(※4) 企業年金制度とは、企業型確定拠出年金(企業型DC)、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金および公務員の退職等年金給付(共済)を指します。

(※5) iDeCoの掛金と国民年金の付加保険料または国民年金基金の掛金を合算しての限度額です。

(※6) 掛金の限度額は、月額5.5万円から「企業型DCの事業主掛金額」と「企業型DC以外の企業年金制度の掛金相当額(「DB等の他制度掛金相当額」といいます。)の合計額を差し引いた残額(上限2万円)となります。この残額がiDeCoの最低掛金額の月額5千円に満たない場合はiDeCoに加入できません。

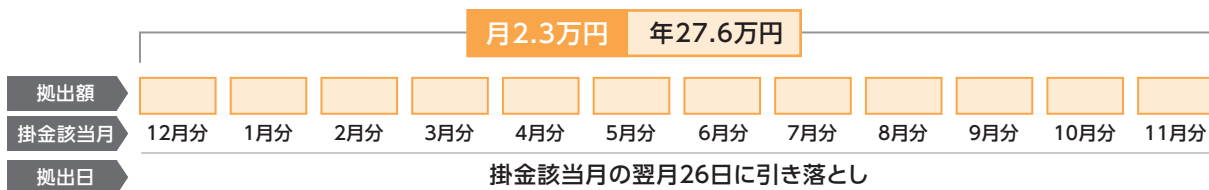
なお、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の方は、他制度掛金相当額が8,000円と公示されましたので、iDeCoの掛金の拠出限度額は、20,000円となります。

また、企業年金制度に加入している第2号被保険者(公務員等を含む)は、掛金の納付方法として「年単位拠出(任意に決めた月にまとめて納付すること)」を選択できません。

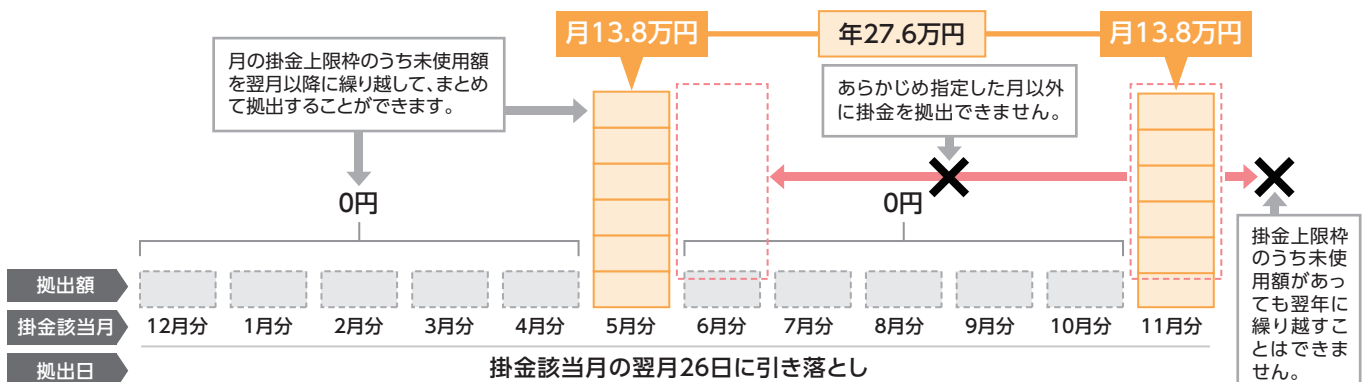
掛金の拠出方法

加入者の希望に応じて12月から翌年11月までの範囲内で複数月分をまとめて拠出することや、1年分をまとめて拠出すること(年単位拠出)も可能です。ご自身のライフプランに合わせてコツコツ積み立てましょう。

【例1】毎月拠出：毎月コツコツ、月2.3万円(年27.6万円)ずつ積み立てます。



【例2】ボーナス月のみ拠出：ボーナス月である6月と12月(掛金該当月は5月分と11月分)に、月13.8万円(年27.6万円)ずつ積み立てます。



※ 当年の途中に加入した場合、当年の残りの月の掛金限度額分の範囲内でしか掛金を拠出できません。

【例】加入月が6月の場合：最低掛金年額：5,000円×6か月分=3万円 上限掛金年額：2.3万円×6か月分=13.8万円

※ 掛金限度額が月2.3万円の場合。

※ 第2号被保険者のうち、企業年金制度(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金(DB)等)に加入している方および共済組合員(公務員等)の方は、年単位拠出をご利用いただくことができません。

iDeCoのお申し込み手続きについて

3. 手続きが完了したら

お申し込み手続き完了後に送付される書類

お申し込み手続き完了後、国民年金基金連合会およびNRKから下表の書類が郵送されますので、お手元に保管してください。

	送付元	書類名	説明	送付時期
①	国民年金基金連合会	個人型年金加入確認通知書 ^(※1)	iDeCoに加入が認められたことを証明する書類です。	書類受付月の翌月中旬以降に送付 ^(※3)
②		個人型年金運用指図確認通知書・個人型年金移換完了通知書 ^(※2)	iDeCoに資産の移換が認められたことを証明する書類です。	
③ ^(※4)	NRK	ユーザーID・商品登録完了のお知らせ	NRKのWebサイトを閲覧する際に使用するID等を記載しています。ID等は、運用商品の残高確認や運用商品のスイッチングを行う際に必要です。	
④		個人別管理資産移換完了のお知らせ ^(※2)	iDeCoに資産の移換が認められたことを証明する書類です。	

毎年1回定期的に送付される書類

国民年金基金連合会からは所得控除を受けるための書類が、NRKからは資産の運用状況を記載した書類が郵送されます。

	送付元	書類名	説明	送付時期
⑤	国民年金基金連合会	小規模企業共済等掛金払込証明書	所得控除を受ける際に必要となる事項を記載した書類です。	毎年10月下旬ごろに送付
⑥	NRK	確定拠出年金・残高のお知らせ	運用商品の残高や取引履歴等の資産運用の状況を記載した書類です。	年に一度送付

(※1) 運用指図のみを行った方には送付されません。

(※2) 加入のみを行った方には送付されません。

(※3) 手続きの種類に応じて異なります。加入の場合は、受付金融機関での書類受付が、毎月1日～10日の分は翌月ごろ、毎月11日～月末の分は翌々月ごろに送付されます。移換の場合は、書類受付月の翌々月ごろに送付されます。

(※4) ③は簡易書留郵便で送付されます。

積み立てる

1. 運用商品について

運用商品について

- ・ iDeCoの運用商品には、投資信託（元本変動型）と預貯金（元本確保型）があります。
- ・ 運用商品の選び方は、投資経験や年齢、保有する金融資産や年収、お客さまの運用に対する考え方に応じて変わります。また、組み合わせる商品は、利率や市況が変わった際に、見直すことも必要です。定期的に見直しましょう。

投資信託 〈元本変動型〉

- 高い収益が期待できる反面、値下がりや元本割れが生じる場合もあります。

預貯金 〈元本確保型〉

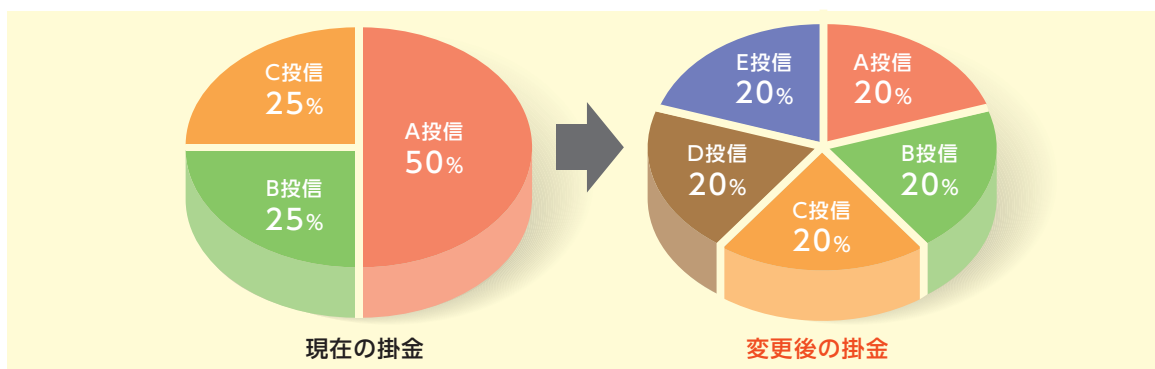
- 安全性を重視し、着実にお金を貯めていけるのが特徴です。
- 通常貯金や定期貯金等が、代表的な商品です。

運用商品の変更

- ・ 運用商品の変更には、「掛金の運用割合の変更」と「スイッチング（預け替え）」の2つの方法があります。

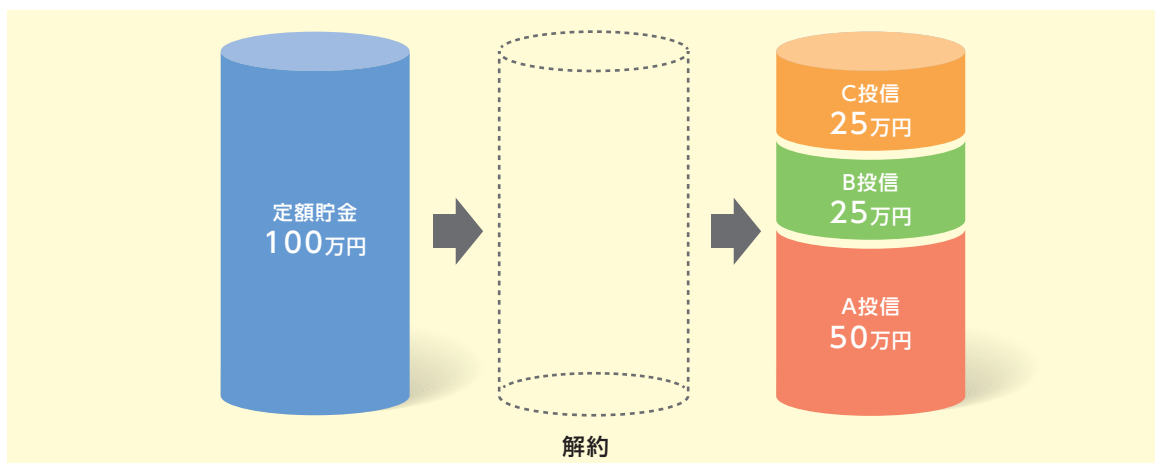
① 掛金の運用割合の変更

- ・ iDeCoの掛金で購入する運用商品は、加入時にお客さまご自身が選択します。商品は複数選択することができ、運用割合を「%」で指定します。
- ・ 加入後、運用割合を変更することができ、これを「掛金の運用割合の変更」といいます。
- ・ 手続きは、インターネットまたはコールセンターで行います。



② スwitching（預け替え）

- ・ これまでに購入した運用商品を解約等して、新しい商品を買直しことができ、これを「スイッチング（預け替え）」といいます。
- ・ 手続きは、インターネットおよびコールセンターで行います。



受給（受け取る）

1. 給付金

給付金について

- ・積み立てた年金資産の受取方法には、「老齢給付金」、「障害給付金」および「死亡一時金」の3種類があります。

老齢給付金の受け取りについて

① 受取方法および受取開始年齢について

- ・積み立てた年金資産の受取開始時期は、60歳から75歳の間で選ぶことができます。
- ・原則60歳になると、積み立てた年金資産を「老齢給付金」として、年金（分割）または一時金（一括）で受け取ることができます。
- ・60歳からiDeCoの「老齢給付金」の受け取りを開始するためには、60歳時点で、iDeCoに加入等していた期間*が10年以上である必要があります。
- ・60歳時点で加入等していた期間が10年未満の場合、右表のとおり、受取可能となる年齢が65歳まで段階的に繰り下げられます。
- ・国民年金の第2号被保険者または任意加入被保険者の方で、60歳以降に加入された場合は、加入日から5年経過した日から受け取りを開始することができます。

通算加入者等期間 (60歳時点)*	受取可能年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1か月以上2年未満	65歳

*iDeCoおよび企業型DCの加入者期間と運用指図者期間を通算した期間。

② 年金（分割）での受給について

給付金を年金（分割）で受け取る場合、下表のとおり受給期間等を選択していただきます。

期間	5年以上20年以下の範囲で選択してください。
回数	以下の6パターンから選択してください。 ① 年1回（12月受給） ② 年2回（6月、12月） ③ 年3回（4月、8月、12月） ④ 年4回（3月、6月、9月、12月） ⑤ 年6回（偶数月） ⑥ 年12回（毎月）
予定金額	均等払い ：請求時の年金資産額を受給期間で割った金額 割合指定 ：1年間の受給割合を5%以上50%以下で指定し、請求時の年金資産額にその割合を乗じた金額 <small>*年金受給後も運用を行いますので、運用状況によっては、最後の受給時に残金を加えた金額を受け取ることができる場合や、資産額が不足して受給期間が短くなる場合があります。</small>
受給額の変更	・受給開始月から起算して5年以上経過した日から、残りの年金資産額の全額を一時金として受け取ることができます。 ・受給開始後に、運用の結果、年金資産額が当初の受給予定金額の半分以下になった場合、受給割合を変更することができます（受給期間・回数は変更できません。）。

③ 一時金（一括）での受給について

給付金を一時金（一括）で受け取る場合、受給額は会社で受け取る退職金等によって決まります。

一時金を受け取る年および前年から19年以内に退職金を受け取っている場合、退職所得等控除額の調整が行われるため、当該退職金に係る「退職所得の源泉徴収票」のコピーが必要です。

④ 万一の場合のお手続き

万一、高度障害者になったりお亡くなりになった場合は、「障害給付金」および「死亡一時金」を受け取ることができます。お手続きについては、コールセンター（P.13）にお問い合わせください。

インターネット・コールセンターサービス

1. インターネット・コールセンターサービス

インターネット・コールセンターサービス

インターネットとコールセンターでお客さまの資産形成をサポートいたします。

インターネット・コールセンターをご利用いただくにあたっては、「ユーザーID」と「暗証番号」が必要です。

「ユーザーID」と「暗証番号」は、加入時にお手元に届く「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」に記載しています。

注意! 暗証番号は、定期的に変更してください



インターネットサービス

ゆうちょ銀行Webサイト 確定拠出年金 (iDeCo) 詳しくはこちら▶

URL : https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/shisanunyou/kakutei/kj_suy_kt_index.html

iDeCoのしくみ

3つの税制メリット

加入対象者

掛金の拠出方法と拠出限度額

NRKホームページ URL : <https://www.nrkn.co.jp/rk/login.html>

資産評価額照会 (現在と過去の資産評価額を照会できます)

詳しくはこちら▲

取引履歴照会 (過去の取引内容等を照会できます)

基本情報照会 (ご加入者の登録内容等が確認できます)

運用商品預け替え (詳細はP.11をご参照ください)

運用割合変更 (詳細はP.11をご参照ください)

暗証番号 (パスワード) 変更

老齢給付金請求書作成手続き (老齢給付金の請求書類を作成できます)

コールセンターサービス

ゆうちょ銀行 確定拠出年金コールセンター
0120-401-309 (通話料無料)

(トーン信号の発信が可能なプッシュホンをご利用ください)

オペレーター対応

運用商品や確定拠出年金制度に関する説明等

加入者専用コールセンター 平日 9:00~18:00 土 9:00~17:00

(日、祝日、振替休日、年末年始およびシステムメンテナンス時は利用できません)

運用割合変更や運用商品預け替え等の手続き、各種照会

NRKコールセンター 平日 9:00~20:00

(土日、祝日、振替休日、年末年始およびシステムメンテナンス時は利用できません)

ガイダンス(自動音声)対応 **毎日24時間**(メンテナンス時間は除く)

取引内容照会 (資産評価額、取引履歴等を照会できます)

取引 (運用割合変更や運用商品預け替えの手続きができます)

お届け内容・資料送付サービス (加入者情報のFAXサービス等が利用できます)

暗証番号変更

1. Q & A

住所変更等について

Q 住所や氏名が変わった場合は、どのようにすればよいですか？

A 加入者・運用指図者の方ともに、住所変更のお手続きが必要です。
コールセンター（P.13）にお問い合わせいただき、必要書類をご請求ください。
マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでのお手続きも可能です。詳しくは、右記の二次元コードをご確認ください。



掛金について

Q 掛金が抛出できなかった場合は、どのようになりますか？

A 期日に掛金を抛出できなかった場合、その月（月別に金額を登録する場合はその期間）の掛金はなかったものとして記録されます。掛金の追納はできません。

Q 掛金の引き落としは、本人以外の口座からでも可能ですか？

A 掛金引き落としは、ご本人名義の口座からのみ可能です。

Q 小規模企業共済に入っていますが、iDeCoの掛金限度額に影響はありますか？

A 小規模企業共済の掛金額は、iDeCoの掛金限度額の計算に算入されません。
iDeCoの掛金限度額はP.8をご覧ください。
なお、iDeCoの掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象です。

Q 掛金額を変更するには、どのようにすればよいですか？

A 掛金額変更のお手続きが必要です。
コールセンター（P.13）にお問い合わせいただき、必要書類をご請求ください。
マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでのお手続きも可能です。詳しくは、右記の二次元コードをご確認ください。
※ 掛金額の変更は、年1回のみ可能です。



運用について

Q お勧めの運用商品を教えてもらえますか？

A 運営管理機関が加入者等の方に対し特定の運用商品を推奨することは、法令で禁じられています。運用商品の選択は、お客さまご自身でご判断ください。
運用商品を選ぶ際の参考情報として、運用商品に関する内容や過去の実績等をインターネット上*で提供していますので、ご活用ください。
※ ゆうちょ銀行Webサイトの右上の検索窓で、「スマート積立プランの運用商品」でご検索ください。

Q 運用商品のスイッチング（預け替え）にかかる日数を教えてください。

A 売却、購入する商品の組み合わせに応じて必要な日数は異なり、申し込み後、数日～2週間程度かかります（年末年始や海外市場の休日等で期間が延びる場合があります）。

企業型DCに関連について

Q 勤務先で企業型DCに加入しています。iDeCoにも加入できますか？

A 原則として、iDeCoにもご加入いただけます。ただし、以下のいずれかに該当する場合はご加入いただけません。

- ・企業型DCの事業主掛金が毎月抛出となっていない方
- ・マッチング抛出制度が導入されている場合で、同制度を利用している方
- ・企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額（加入している場合に限り）の合計金額が50,000円を超える（iDeCoの毎月の掛金額が最低額である5,000円を下回る）方

1.Q&A

企業型DC関連について

Q 企業型DCに加入していますが、その企業を退職しiDeCoへの移換手続きを行います。スマート積立プランに移換するにあたり、運用商品をそのまま引き継ぐことはできますか？

A できません。スマート積立プランの運用商品のラインアップの中から、どの運用商品で運用するかを決めていただけます。

所得控除について

Q 課税所得のない第3号被保険者です。掛金は配偶者の所得から控除できますか？

A 配偶者の所得から控除することはできません。課税所得のない方には所得控除は適用されませんが、個人の資産形成として運用時と受給時に税制優遇は受けられます。

給付について

Q 受給開始を60歳以降に繰り延べることはできますか？その場合、運用はどのようになりますか？

A 加入期間の基準を満たした場合、60歳から75歳まで任意の時期に受給を開始することができます。受給開始時期を繰り延べる場合、掛金の拠出はできませんが、運用指図を継続することができます。なお、運用指図を行っている間は、管理手数料が発生します。

Q 加入者が亡くなった場合はどのようになりますか？

A 万一お亡くなりになった場合は、年金資産を死亡一時金として、指定したご遺族に一括でお支払いします。コールセンター（P.13）にご連絡ください。

その他

Q 金融機関等の破たん時はどのようになりますか？

A 運営管理機関等の各機関が破たんした場合の、加入者等の皆様への影響は以下のとおりです。

①運営管理機関が破たんした場合

運営管理機関は資産を保有していないため、**皆様の年金資産には直接影響はありません**。ただし、継続はできませんので、加入者等の皆様が所定の手続きを行い、新しい運営管理機関に変更していただけます。

②事務委託先金融機関が破たんした場合

年金資産は事務委託先金融機関の資産とは分別して管理されており、**皆様の年金資産には直接影響はありません**。

③商品提供会社が破たんした場合

基本的に運用商品のスイッチング（預け替え）が必要です。なお、運用商品自体は一定の資産保全がなされているので、**資産がゼロになることは原則ありません**。

Q 加入後に海外へ移住する場合、掛金の拠出はできますか？

A 国民年金の任意加入被保険者であれば、海外で居住していても掛金を積み立てることができます。また、受給可能年齢になった際は、老齢給付金として受け取りが可能です。

Q Webサービスを利用する際のユーザーIDと暗証番号はいつもらえますか？

A ご加入後、お手元に「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」が届きます。詳細はP.9・10をご覧ください。この中にユーザーID、暗証番号が記載されています。再発行する場合はお客さまご本人がコールセンター（P.13）にご連絡ください。

お知らせ

1. 国民年金基金連合会からのお知らせ

加入・移換にあたっての確認事項

令和6年12月1日現在
国民年金基金連合会作成

加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

『詳細は国民年金基金連合会（以下「連合会」）のHP（URL <https://www.ideco-koushiki.jp/>）をご覧ください。』

1. iDeCoの特徴

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



**iDeCo
3つの
税制メリット**

- 掛金が全額所得控除されます（所得税・住民税が軽減されます）**
例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。
- 運用益も非課税で再投資されます**
通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在は課税が凍結されています。
- 受け取る時も税制優遇措置があります**
一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という控除が受けられます。

中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、借入れの担保とすることもできません。
ただし、以下①～⑦の要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を受給してiDeCoから脱退することができます。

- 60歳未満であること
- 企業型確定拠出年金の加入者でないこと
- iDeCoに加入できない者^(注)であること
- 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- 企業型確定拠出年金及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が1ヶ月以上5年以下、または個人別管理資産額が25万円以下であること
- 障害給付金の受給権者でないこと
- 最後に企業型確定拠出年金加入者又はiDeCo加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

(注)iDeCoに加入できない者とは
①国民年金保険料免除者 ②日本国籍を有しない海外居住者
③確定給付企業年金等の他制度の加入者（企業型確定拠出年金の加入者を除く）で
月額5.5万円から確定給付企業年金等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低拠出額（5千円）を下回る方

2. iDeCoの拠出限度額

iDeCoの掛金には、加入者ご本人の状況に応じた「拠出限度額」があります（下図の点線囲みの部分）。

iDeCo 拠出 限度 額	自営業者等 第1号被保険者 任意加入被保険者	専業主婦等 第3号被保険者	企業年金等 ^(注) に 加入していない方	企業年金等に 加入している方
	月額6.8万円 (年額81.6万円) 国民年金基金・付加保険料との合算 ^(注)	月額2.3万円 (年額27.6万円)	月額2.3万円 (年額27.6万円)	月額2.0万円
国民年金基金 iDeCoと重複加入可能			企業年金等 (他制度合算で5.5万円が上限)	
			厚生年金保険	
			国民年金（基礎年金）	

- iDeCoの掛金は毎月定額（5千円以上千円単位）の掛金を拠出していただきます。企業年金等に加入している方以外の方は、年1回以上、任意に決めた月に年間の拠出限度の範囲内で、まとめて掛金を拠出していただくことも可能です。
- 企業年金等に加入している方は、iDeCo掛金、企業型確定拠出年金の事業主掛金と確定給付企業年金等の他制度掛金を合算し、5.5万円を超えることはできません（新規に加入をご希望の方で上限額を超過する場合は、加入不該当となります。すでにご加入中の場合は、iDeCo掛金が自動減額または一時停止となります）。
- 企業型確定拠出年金の掛金が年単位拠出である場合、あるいはマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入することはできません。

(注) 企業年金等とは企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度。

お知らせ

1. 国民年金基金連合会からのお知らせ

3. 運営管理機関

iDeCoの年金資産を運用する加入者等に、運用商品を提示している会社が運営管理機関（以下「運管」という）です。

iDeCoの実施主体は連合会ですが、加入者等^(注)からの**届出書類の請求先・提出先、様々な照会の窓口等の対応は運管が行います**。なお、届出書類の授受等を第三者に委託している場合がありますので、運管にお問い合わせください。

(注) 掛金を拠出している方を「加入者」、掛金は拠出せず、これまでの積立金の運用のみを行っている方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。

4. 手数料

iDeCoの手数料は加入者等が負担します。なお、年金受給者の受給期間中の手数料は、運用指図者の扱いです。

手数料の額は下表のとおりですが、**金額や徴収方法は運管によって異なります**ので、詳細については、運管にお問い合わせください。

加入者等が負担する手数料 (単位：円 (消費税込))		加入者		運用指図者	
		加入・移換時の 一時的な手数料	掛金納付1回 あたりの手数料	加入・移換時の 一時的な手数料	1か月 あたりの手数料
手数料 徴収元 (注1)	A 連合会	2,829	105	2,829	-
	B 運営管理機関	①	②	③	④
	C 信託銀行 ^(注2)	-	②'	-	④'
D 手数料総額 (A+B+C)		2,829+①	105+②+②'	2,829+③	④+④'

(注1) 運管の資料等では、下記のように表示している場合があります。

「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示、BとCの手数料を合算して、一本で表示。

(注2) 年金資産を管理する「信託銀行」は、運管があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。

5. 加入者資格の喪失

資格喪失後の手続きについては、運管にお問い合わせください。

加入者は、下記の資格喪失理由(1)～(10)のいずれかに該当した場合、**加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります**。

- | | | |
|---|--|---|
| (1) 死亡したとき | (5) 農業者年金の被保険者になったとき | (9) 企業型確定拠出年金の事業主掛金が
年単位拠出となったとき |
| (2) 国民年金の被保険者でなくなった
とき | (6) iDeCoの老齢給付金受給権者となるとき
(iDeCoの老齢給付金を請求するため) | (10) 企業年金等に加入する者であって、5.5万円から
企業型確定拠出年金の掛金と確定給付型の
企業年金等の他制度掛金相当額を控除した額が
iDeCoの掛金の最低拠出額(5千円)を下回る
こととなったとき |
| (3) 個人型年金運用指図者となるとき | (7) 公的年金の受給権者となったとき
(公的年金を繰り上げ請求した場合を含む) | |
| (4) 保険料免除制度等により国民年金の
保険料の全額または一部の額の納付
を要しないものとされたとき | (8) 企業型確定拠出年金でマッチング拠出
を選択したとき | |

6. 給付

受給手続きを行う窓口は、運管によって異なりますので、詳細については、運管にお問い合わせください。

(1) 老齢給付金

① **通算加入者等期間^(注)が10年以上の方は60歳から受給できますが、10年未満の場合は、通算加入者等期間によって、受給できる年齢は異なります(表1参照)。**

通算加入者等期間を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より老齢給付金を請求することができます。

② 受給時期を選択することができます。

受給時期を延期し、75歳まで非課税の運用を継続することができます(75歳までに受給の請求をしていただく必要があります。請求されなかった場合には、法務局に供託されます)。

(注) 確定拠出年金(企業型またはiDeCo)の「加入者等」であった期間(60歳未満の期間に限る)のこと。また、「退職一時金」や「企業年金^(※)」を確定拠出年金に移行している場合、当該制度に加入していた期間も含まれます。

※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」、「石炭鉱業年金基金」および「適格退職年金」をいいます。

(2) 障害給付金

一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。

なお、受給要件等の詳細については、運管にお問い合わせください。

(3) 死亡一時金

加入者等が死亡した場合、死亡一時金が支給されます(表2参照)。

死亡一時金の受取人は、一定の範囲内で事前にご指定いただくことが可能です。

受取人を指定されたい方は、運管にお問い合わせください。

なお、**受取人の指定がない場合の受取順位は、民法で定める相続の順位とは異なります。**

(4) 障害および老齢給付金の受給方法

① 「年金」以外の受給方法は、運管によって異なります(表3参照)。

詳細については、運管にお問い合わせください。

② 受給の際、給付手数料が受給額から控除されます(「年金」受給者の場合、受給の都度かかります)。なお、給付手数料の金額は、運管によって異なります。

表1. 通算加入者等期間に応じた受給可能な年齢

8年以上	61歳から受給可能
6年以上	62歳から受給可能
4年以上	63歳から受給可能
2年以上	64歳から受給可能
1年以上	65歳から受給可能

表2. 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

表3. 給付金の受給方法

	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能 ×不可能

○運管が設定している場合、可能

2. 行為準則

確定拠出年金法には、各機関の行為準則(責務及び禁止行為)が定められています。

1. 運営管理機関の行為準則

① 忠実義務

運営管理機関は法令等や運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。

② 個人情報保護

運営管理機関は加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の個人情報を保管し、または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

③ 禁止行為

- ・ 運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等の損失の全部または一部を負担することを約束すること。
- ・ 運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等または当該相手方に特別の利益を提供することを約束すること。
- ・ 加入者等の損失の全部または一部を補填すること、または加入者等に利益を追求するため加入者等または第三者に対して財産上の利益を提供すること、または第三者に提供させること。
- ・ 運営管理契約の勧誘のため、またはその解除を妨げるため、その相手方の判断に影響を及ぼすような重要なことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。
- ・ 自己または加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、特定の運用方法を加入者等に提示すること。
- ・ 特定の運用方法について指図を行うこと、また行わないことを加入者等に勧めること。
- ・ 加入者等の保護に欠けること、もしくは確定拠出年金運営管理業の公正を害すること、または確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあることを行うこと。

2. 国民年金基金連合会の行為準則

① 忠実義務

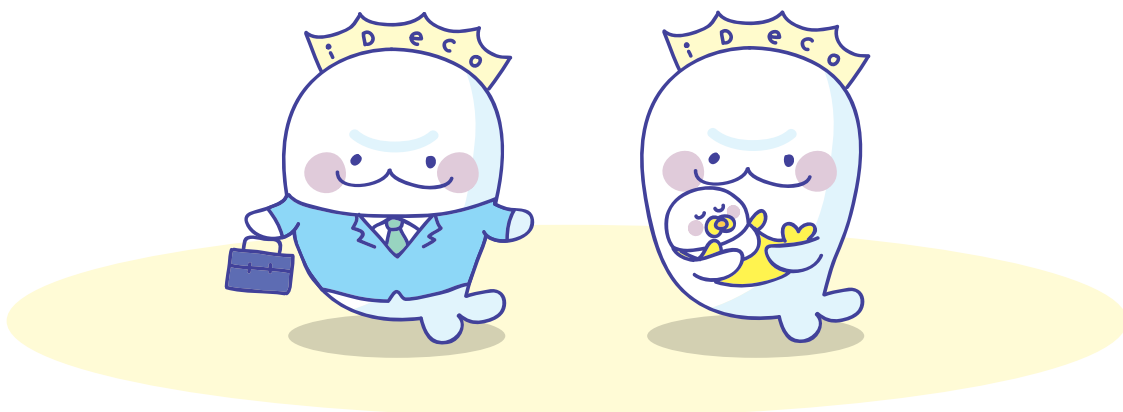
国民年金基金連合会は法令等や個人型年金規約を遵守し、個人型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。

② 個人情報保護

国民年金基金連合会は個人型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の個人情報を保管し、または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

③ 禁止行為

- ・ 自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理業務の委託に係る契約等を締結すること。
- ・ 自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理業務に特定の運用方法を個人型年金加入者等に提示させること。
- ・ 運営管理機関に、特定の運用方法について指図を行うこと、または行わないことを個人型年金加入者等に勧めさせること。
- ・ 個人型年金加入者等に、特定の運用の方法についての指図を行うこと、または行わないことを勧めること。
- ・ 自己または個人型年金加入者等以外の第三者に、運用の指図を委託することを個人型年金加入者等に勧めること。
- ・ 特定の運営管理機関等を指定し、またはその指定を変更することを個人型年金加入者等に勧めること。



お問い合わせ先

ゆうちょ銀行
確定拠出年金コールセンター TEL **0120-401-034** (無料)

月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 (日、祝日、振替休日および年末年始を除く)

(ご加入後は、ご加入者等専用番号 TEL **0120-401-309**へ)

※携帯電話等からもご利用いただけます。

- 本冊子は、確定拠出年金のご案内を目的として作成したものです。ご加入および運用商品の選択等に当たっては、運営管理機関が提供する資料をお読みのうえ、ご自身でご判断ください。
- 本冊子に記載している確定拠出年金等に関する法令、制度、税制、各種取り扱い等は、特に記載のない限り、作成日時点のものであり、その後の法令・制度および税制改正等により変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本冊子に記載している各種試算、目安および例示の数値・金額は、確定拠出年金のご案内を目的とした単純な計算によるものであり、正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本冊子は、作成日において信頼できると判断した諸データに基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではなく、また今後の成果を保証するものではありません。

2026年4月作成 運営管理機関 株式会社ゆうちょ銀行
広告承認番号：E260401-00044



* X Y S 2 0 0 1 *